

学校調査

4. 中学校

3) 特別支援学級数、特別支援学級生徒数及び理由別長期欠席者数の推移

(1) 十和田市

単位:級、人

区 分	特別支援 学級数	特別支援 学級生徒数	理 由 別 長 期 欠 席 者 数				
			計	病 気	経済的理由	不登校	そ の 他
昭和60年度	8	19
昭和61年度	8	21	15	2	-	13	-
昭和62年度	6	17	22	4	1	17	-
昭和63年度	5	10	18	5	-	13	-
平成元年度	4	7	25	5	-	20	-
平成2年度	6	10	23	3	-	18	2
平成3年度	7	10	20	7	-	12	1
平成4年度	7	16	43	6	1	30	6
平成5年度	8	22	59	3	1	54	1
平成6年度	8	18	62	3	-	58	1
平成7年度	8	19	61	6	-	52	3
平成8年度	8	14	79	8	-	55	16
平成9年度	8	17	75	7	1	59	8
平成10年度	9	16	74	15	-	41	18
平成11年度	8	13	83	9	-	60	14
平成12年度	7	8	80	-	-	79	1
平成13年度	10	18	95	2	-	89	4
平成14年度	10	17	91	10	-	79	2
平成15年度	11	22	71	5	-	66	-
平成16年度	9	17	71	3	-	68	-
平成17年度	5	17	56	-	-	53	3
平成18年度	7	17	57	1	-	54	2
平成19年度	7	19	49	-	-	48	1
平成20年度	9	24	62	2	-	59	1
平成21年度	12	30	66	1	-	65	-
平成22年度	13	30	59	1	-	58	-
平成23年度	12	23	61	2	-	59	-
平成24年度	8	20	77	5	-	72	-
平成25年度	13	30	61	-	-	61	-
平成26年度	18	39	52	3	-	49	-
平成27年度	16	32	67	-	-	67	-
平成28年度	13	40
平成29年度	12	38

注) ①平成16年度以前の数値は、現在の市域に合わせて組み替えたもの。

②特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことであり、その種類は「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」である。なお、学校教育法の一部改正(平成18年度)以前は「75条の学級」と表章されていた。

③「不登校」は平成10年度以前は「学校ざらい」と表章されていた。

学校調査

4. 中学校

3) 特別支援学級数、特別支援学級生徒数及び理由別長期欠席者数の推移

(2) 旧十和田市

単位:級、人

区 分	特別支援 学級数	特別支援 学級生徒数	理 由 別 長 期 欠 席 者 数				
			計	病 気	経済的理由	不登校	そ の 他
昭和60年度	7	16
昭和61年度	7	17	14	2	-	12	-
昭和62年度	5	15	20	4	1	15	-
昭和63年度	5	10	15	3	-	12	-
平成元年度	4	7	21	3	-	18	-
平成2年度	6	10	21	3	-	16	2
平成3年度	7	10	19	7	-	11	1
平成4年度	7	16	42	5	1	30	6
平成5年度	8	22	55	3	1	50	1
平成6年度	7	16	57	2	-	55	-
平成7年度	7	17	52	5	-	47	-
平成8年度	7	13	74	8	-	51	15
平成9年度	7	16	74	6	1	59	8
平成10年度	8	15	70	12	-	41	17
平成11年度	7	11	80	9	-	57	14
平成12年度	6	7	76	-	-	75	1
平成13年度	8	13	92	2	-	86	4
平成14年度	8	14	89	10	-	77	2
平成15年度	9	19	70	5	-	65	-
平成16年度	8	16	67	3	-	64	-

注) ①特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいい、その種類は「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」である。なお、学校教育法の一部改正(平成18年度)以前は「75条の学級」と表章されていた。

②「不登校」は平成10年度以前は「学校ざらい」と表章されていた。

学校調査

4. 中学校

3) 特別支援学級数、特別支援学級生徒数及び理由別長期欠席者数の推移

(3) 旧十和田湖町

単位:級、人

区 分	特別支援 学級数	特別支援 学級生徒数	理 由 別 長 期 欠 席 者 数				
			計	病 気	経済的理由	不登校	そ の 他
昭和60年度	1	3
昭和61年度	1	4	1	-	-	1	-
昭和62年度	1	2	2	-	-	2	-
昭和63年度	-	-	3	2	-	1	-
平成元年度	-	-	4	2	-	2	-
平成2年度	-	-	2	-	-	2	-
平成3年度	-	-	1	-	-	1	-
平成4年度	-	-	1	1	-	-	-
平成5年度	-	-	4	-	-	4	-
平成6年度	1	2	5	1	-	3	1
平成7年度	1	2	9	1	-	5	3
平成8年度	1	1	5	-	-	4	1
平成9年度	1	1	1	1	-	-	-
平成10年度	1	1	4	3	-	-	1
平成11年度	1	2	3	-	-	3	-
平成12年度	1	1	4	-	-	4	-
平成13年度	2	5	3	-	-	3	-
平成14年度	2	3	2	-	-	2	-
平成15年度	2	3	1	-	-	1	-
平成16年度	1	1	4	-	-	4	-

注) ①特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいい、その種類は「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」である。なお、学校教育法の一部改正(平成18年度)以前は「75条の学級」と表章されていた。

②「不登校」は平成10年度以前は「学校ざらい」と表章されていた。